

議案第 22 号

城陽市子ども・子育て会議条例の一部改正について

城陽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

城陽市子ども・子育て会議条例（平成25年城陽市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(設置等)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、城陽市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の本市が実施する子どもに関する施策について調査審議を行う。</p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、城陽市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の本市が実施する子どもに関する施策について調査審議を行う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市子ども・子育て会議条例（平成25年城陽市条例第27号）について所要の改正を行いたいので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

子ども・子育て支援法（抜粋）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) ～ (4) 略

2 略

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4・5 略